庁 議 案 件 No. 3

 平成26年 1月31日

 所 管 財 政 局 契 約 部

件名	堺市調達方針(物品調達及び業務委託に関する調達契約方針)(案)の策定について
経過・現状 政策 課題	<ul> <li>【経過】</li> <li>平成24年4月 堺市調達契約事務審査委員会の設置</li> <li>調達契約事務全般の更なる適正化と効率化を検討</li> <li>【現状】</li> <li>○市内事業者に対する支援、公契約に係る労働環境の適正化等は運用上で対応</li> <li>○指名競争方式による紙ベースでの入札が主流</li> <li>【課題】</li> <li>○本市調達契約事務に対する考え方の明確化</li> <li>○本市入札関係事務の透明性向上</li> </ul>
対 応 方 針 今後の取 (案)	【対応方針】 「堺市調達方針」を策定し調達契約において以下の3項目の実現をめざす ・透明性が高く市民に分かりやすいこと ・市民福祉向上と地域経済発展に貢献すること ・災害等緊急時に即応する、事業者との緊密な協力関係を構築すること 【取組内容】 ①事務の透明化を推進 ・一般競争入札の実施拡大、電子入札の導入、契約関係情報の公開拡大 等 ②地域の継続的発展を支援 ・市内事業者だけで競争性が確保できるものは、地域要件を設定して競争 ・緊急対応協力事業者登録制度の創設 等 ③適正な労働環境を維持 ・市契約約款の整備、最低制限価格制度の検証 等 ④環境に配慮した調達を徹底 ・グリーン調達の拡大、仕様書等のペーパーレス化推進 等 ⑤入札参加登録事業者への協力要請 ・地産地消型調達の実践、災害時等緊急対応、適正な労働環境維持 等 【今後のスケジュール(予定)】 平成 26 年 4 月 1 日 本方針の施行 平成 26 年度発注案件から適用
効果の想定	市民福祉向上と地域の持続的発展への貢献、良質な公共サービスの提供 等
関係局との政策 連携	全庁

# 堺市調達方針(物品調達及び業務委託に関する調達契約方針)(案)

# 方針策定の背景・目的

#### 【背景】

○公契約に対する諸要請の高まり

- ・契約事務に対する不断の適正化
- 市内事業者に対する支援
- ・公契約における適正な労働環境の堅持
- ・環境に配慮した調達の推進、等

#### 【目的】

- ○公契約に対する諸課題の解決
- ○本市の調達契約のあり方を明文化
- 〇地方自治法第2条第14項及び第234条の規定を 達成するための具体化



### 方針策定の効果

○市民福祉向上と地域の持続的発展に貢献○「見える化」の推進、市民に分かりやすい契約

○「発えるII」の推進、中民に力がりですい実施 ○危機管理対応等発注者(市)と受注者(事業

○良質な公共サービスを適正かつ確実に提供

契約事務の ●事務の透明性の確保 基本理 念 ●公正な競争の促進

- ●不正な行為の排除
- ●適正な履行の確保

堺市がめざす 調 達 契 約

- ●透明性が高く市民に分かりやすいこと
- ●市民福祉向上と地域経済発展に貢献すること
- ●災害等緊急時に即応する、事業者との緊密な協力関係を構築すること

者)の協力の推進

#### 基本方針と具体的な取組

#### 1 事務の透明化を推進します

- 〇公正な入札の実施や結果情報の公開等契約事務の見える化を 推進
  - ・一般競争入札の実施拡大・電子入札の順次稼働による契約事務の透明性・公正性の向上
  - ホームページ、メールマガジン等を活用した、契約に関する 情報の分開
- 〇コンプライアンスの徹底と不正・不適正な事務処理の発生防止、 暴力団排除の徹底
  - 電子入札案件の入札事務等集約化等によるコンプライアンス の向上、暴力団排除の徹底
- ○簡便で効率的な制度の構築、適正な事務処理の推進
  - ・最も適正な履行を確保できる受注者選定方法を選択実施

#### 2 地域の持続的発展を支援します

- ○経済性・競争性の確保に留意した上で、市内で調達可能なもの は市内で完結する仕組みを構築し、地元事業者の発展を側面か ら支援。地元事業者への契約発注を起点に、受注者やその従業 員が堺市へ市税として納付するサイクルの実現
  - ・市内事業者との優先契約、市内零細事業者への配慮等、契約 事務を通じて市内事業者の発展を支援
- 〇地域の安全・安心維持のため、災害等緊急時に即応できる仕組 みの構築
  - 災害等に対応する緊急時調達システムの検討
- 〇障害者や高齢者等の社会参加の支援
  - ・障害者・高齢者等の社会参加を応援する契約

#### 3 適正な労働環境を維持します

- 〇事業者(雇用主)のコンプライアンス意識の向上に資する制度の構築
  - 市契約約款の見直し
  - ・適正な労働環境構築を主旨とした登録事業者向け啓発の実施
- ○ダンピング排除や契約の適正履行等を通じて、公契約に関わる従事者の適正な労働環境の確保
  - ・ 最低制限価格制度の運用について検証
  - 低入札者への調査制度研究

#### 4 環境に配慮した調達を徹底します

- ○堺市が「環境モデル都市」であることを踏まえ、環境に配慮 した調達を徹底し低炭素社会の実現に貢献
  - ・グリーン調達品目の拡大、調達率の向上等、グリーン調達 の推進
  - ペーパーレス化の推進
  - ・簡易包装、エコドライブ等の推奨

#### 事業者に要請する取組

堺市がめざす調達契約実現のために、 契約の相手方となる事業者に堺市の取組 姿勢や方針の趣旨をご理解いただき、協 力を要請

#### 地産地消型調達の実践

- 堺市民の積極的雇用・採用
- ・堺産の商品や原材料等の積極的採用
- ・堺市内事業者の積極的活用

# ●災害時等緊急対応への協力

平成26年度創設(予定)の緊急対 応協力事業者への登録

#### ●適正な労働環境の維持

- 不適切な下請関係の排除
- ・従事者への賃金等の適正支払い
- 雇用主負担の適切支払い
- 損害保険等の適切加入

#### ●適正な税務処理の実施

- 市税等の期限内申告と納期内納付
- 給与支払報告書提出 住民税特別徴 収実施

#### ●環境負荷の軽減

- ペーパーレス化の推進
- ・次世代自動車等エコカー導入とエコ ドライブの実践
- ・グリーン調達の実践

【対象】

方針の

取 扱

#### 【取扱】

本市の物品調達 及び業務委託契約

- 〇個別の案件の処理に当たっては、法令及び本方針に基づき、競争性の発揮と政策の実現など総合判断を行い、堺市にとって最も効果的 な契約を行う
  - 〇変化する社会経済情勢を踏まえ、適宜見直しを行うとともに、3年後を目途に検証を行う

# 堺市調達方針(物品調達及び業務委託に関する調達契約方針) (案)

## 【はじめに】

地方自治体の運営については、地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされています。また、同法第234条においては、地方自治体が私人と対等の立場において行う契約の締結方法等が規定されています。

本市では、これらの規定に基づき、従来から「事務の透明性の確保」「公正な競争の 促進」「不正な行為の排除」「適正な履行の確保」の4つの基本理念と合わせて、契約事 務の適正化に取り組んできたところです。

一方、社会経済情勢の変化等により、経済性・競争性とともに透明性や公平性をより 高い次元で確保することや、契約を通じて市民福祉向上・地域経済発展に寄与すること 等、公契約に対する要請が従来にも増して高まっています。

今般、本市の契約事務について、これらの課題を踏まえ、行政の「見える化」をさらに進め、市民に分かりやすいものとするため、物品調達契約(印刷製本及び修理加工を含む。)及び業務委託契約(建設工事に関連するものを除く。)を対象として、「堺市調達方針」を取りまとめたものです。

本方針は、地方自治法に規定されている、「住民の福祉の増進」「最少の経費で最大の効果」の理念と本市契約の基本4理念とあわせ、市政の課題解決の一助とする基本方針と具体的な取組を示し、着実な実行によって、市民福祉向上と地域の持続的発展に貢献することを目標としています。

さらに、発注者である市自身の取組だけでなく、受注者である事業者に要請する取組 項目を併せて示しました。

個別の案件の契約に当たっては、法令及び本方針に基づき、競争性の発揮と政策の実現等の総合判断を行い、堺市にとって最も効果的な契約を行うこととします。

なお、本方針は、良質な公共サービスが適正かつ確実に提供されるよう、変化する社会経済情勢を踏まえ、適宜見直しを行うとともに、3年後を目途に検証を行います。

## 【堺市がめざす調達契約事務のあり方】

この方針において、本市がめざす調達契約事務の柱は以下の3項目です。

- 透明性が高く市民に分かりやすいこと
- 市民福祉向上と地域経済発展に貢献すること
- 災害等緊急時に即応する、事業者とのより緊密な協力関係を構築すること

### 【基本方針と具体的な取組】

本市は、物品調達及び業務委託契約において、前項に掲げる調達契約事務の実現に向け、次の4項目を基本方針として取り組みます。

#### 1 事務の透明化を推進します

公正な入札の実施や結果情報の公開等、契約事務の見える化を推進します。 また、コンプライアンスの徹底と不正・不適正な事務処理の発生防止、暴力団排除の徹底を図ります。さらに、簡便で効率的な制度の構築に取り組みます。

#### (1) 一般競争入札の実施

- 平成25年度から順次拡大
- ・ 指名業者に市内業者等が含まれていなかった案件は、一般競争により入札 を実施
- 競争性、透明性、公平性の確保
- (2) 電子入札の実施
  - ・ 平成25年度、新システム開発着手
  - ・ 平成27年度から新システム稼働。順次、一般競争入札を電子化
  - 事業者の利便性向上、市の事務効率の向上、不正行為等のリスク排除
- (3) 契約に関する情報の公開
  - ホームページ上で入札等結果を公表
  - ・ 閲覧サイトのポータル化(一元化)等により、市民や事業者が必要とする 情報検索時の利便性の向上
  - 希望者に新着入札情報等を知らせるメールマガジンの配信を検討
- (4) コンプライアンスの徹底
  - ・ 電子調達システムの導入に伴い、電子入札案件の入札等事務を調達課へ集 約し、ノウハウを確実に承継、誤った事務処理の発生を防止
  - 事務処理に係るマニュアルの充実や契約関係様式等の整備により、適正な

事務処理を担保

- 事務室、入札室に防犯カメラ(ビデオ)、マイク、電話録音装置を設置し、 不正行為や不当要求等を排除
- 初任者、熟練者等、調達事務の担当者の経験別に研修を実施
- (5) 暴力団排除の徹底
  - 警察等関係機関との連携強化
  - 契約約款の適宜見直し
  - 誓約書等関係様式の整備
- (6) 適正な事務処理の推進等
  - ・ 発注に当たっては、委託内容や求める成果品等に応じ、総合評価一般競争 入札や随意契約(プロポーザル方式)等、最も適正な履行を確保できる受 注者選定方法を選択して実施
  - 委託契約の一部で実施中の最低制限価格制度の運用についての検証
  - 低価格入札者(落札予定者)に対する調査制度の導入について研究
  - ・ 受注者が履行実績のある市内事業者の場合における契約保証金等の取扱を 検討
  - 仕様書作成等に特化した担当職員を対象とした研修の実施

# 2 地域の持続的発展を支援します

経済性・競争性の確保に留意した上で、市内で調達可能なものは市内で完結する 仕組みを構築し、地元事業者の発展を側面から支援します。

また、地元事業者への契約発注を起点として、受注の事業者やその従業員の方々が本市に市税を納付いただくという、市と事業者がともにウインウインとなるサイクルの実現をめざします。さらに、地域の安全・安心維持のため災害等緊急時に即応できる仕組みの構築や、障害者や高齢者等の社会参加の支援に取り組みます。

#### (1) 市内事業者への取組

- 参加対象者を市内事業者等に限定した入札(制限付一般競争入札)の実施
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約をはじめ、 調達契約制度を通じた市内事業者への支援等のあり方の検討
- ・ 市内事業者優先をさらに進めるため、区役所による調達時の区内事業者に 対する優先発注制度の研究

#### (2) 市内零細事業者への取組

- ・ 電子入札導入時には当分の間、激変緩和措置として公募型見積合せ(概ね 予定価格 30 万円を超え 160 万円以下の物品調達)等随意契約の一部は紙 ベースの見積合せを継続して実施し、デジタルディバイドに対応(ITの 導入が困難な事業者への対策)
- 業務内容に基づく適正な分離分割発注の促進

- 既存の入札参加資格登録とは別に、少額契約のみの受注を希望する者を対象とした簡易型事業者登録制度の検討
- (3) 災害等に対応する緊急時調達システムの検討
  - 緊急対応協力事業者登録制度の検討
  - ・ 「堺市地域防災計画」への対応(食料品及び日用品の円滑な調達並びに輸送・運搬の役務調達の検討)
- (4) 障害者や高齢者等の社会参加に対する支援
  - 「堺市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく、障害者の自立を支援する福祉事業者特別登録制度(物品等の調達推進制度)を活用
  - ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づくシルバー 人材センター等への優先発注の活用
  - ・ 社会的弱者の自立と社会参加を支援する調達契約制度の研究

## 3 適正な労働環境を維持します

事業者(雇用主)のコンプライアンス意識の向上に資する制度の構築をめざし、 ダンピングの排除や契約の適正履行等を通じて、公契約に関わる従事者の適正な労 働環境の確保を図ります。

- (1) 事業者(雇用主)のコンプライアンス意識の向上
  - ・ 「労働関係法令の遵守」や「社会保険等への加入」、「損害賠償保険への加入」の旨の文言の明記等、契約約款の見直し
  - ・ 適正な労働環境構築を主旨とした登録事業者向け啓発の実施
- (2) ダンピング(不当廉売)の排除
  - ・ 委託契約の一部で行っている最低制限価格制度の運用についての検証 ≪再掲≫
  - 低価格入札者(落札予定者)に対する調査制度の導入について研究 《再掲》

#### |4 環境に配慮した調達を徹底します|

本市は、全国で20自治体(平成25年10月1日現在)が指定を受けている「環境モデル都市」の一つであることを踏まえ、環境に配慮した調達を徹底し、低炭素社会の実現に貢献します。

- (1) グリーン調達の推進
  - ・ グリーン調達品目の拡大、調達率の向上
  - 市が調達した環境配慮型商品等を公表
  - 環境配慮契約法の趣旨を踏まえた契約の拡大を検討

- (2) ペーパーレス化の推進
  - ・ 電子入札の実施に合わせ、入札説明書や仕様書等の配布書類を可能な限り 電子化
- (3) その他の環境への配慮
  - 商品等の納品時、簡易包装・梱包の推奨
  - ・ 商品等の運搬・納品時のエコドライブ、アイドリングストップ、次世代自 動車等エコカー利用の推奨

## 【事業者に要請する取組】

本市がめざす調達契約事務のあり方は、本市だけでは実現できるものではなく、契約 の相手方である事業者の協力が必要不可欠です。

契約者たる事業者の皆さんに、本市の取組姿勢や方針の趣旨をご理解いただき、ご協力を求めるものは次の5項目です。

- 地産地消型調達の実践
  - 堺市民の積極的雇用、採用
  - 堺産である商品や原材料、加工品等の積極的採用
  - 堺市内事業者(福祉事業者を含む。)の積極的活用(下請等必要とする場合)
- 災害時等緊急対応への協力
  - 平成26年度創設(予定)の災害等緊急対応協力事業者への登録
- 適正な労働環境の維持
  - 不適切な下請関係の排除
  - ・ 従事者に対する賃金等の適正な支払い
  - 法定で雇用主負担となっている社会保険料等の適切な支払い
  - 損害保険等の適切な加入
- 適正な税務処理の実施
  - 市税等の期限内申告と納期内納付
  - 従事者に関する給与支払報告書の提出と住民税特別徴収の実施
- 環境負荷の軽減
  - ペーパーレス化の推進
  - ・ 次世代自動車等エコカーの導入とエコドライブの実践
  - ・ グリーン調達の実践